

令和2年松前町条例第27号

松前町立保育所条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年10月8日

松前町長 岡 本 靖

松前町立保育所条例の一部を改正する条例

松前町立保育所条例（平成27年松前町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開所時間)</p> <p>第5条 保育所の開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平日 午前7時15分から午後6時15分まで _____</p> <p>_____</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、延長保育（開所時間以外の時間帯に行う保育をいう。以下同じ。）を行う保育所の開所時間は、次のとおりとする。ただし、平日の午後6時から午後7時までは、延長保育を実施するため開所する。</u></p> <p><u>(1) 平日 午前7時から午後6時まで</u></p> <p><u>(2) 土曜日 午前7時30分から午後0時30分まで</u></p> <p>(保育料等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第5条 保育所の開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平日 午前7時15分から午後6時15分まで <u>(松前ひまわり保育所にあつては、午前7時から午後7時まで)</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(保育料等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p>

### 3 延長保育

\_\_\_\_\_を利用する児童の保護者は、町長の指定する期日までに規則で定める額の延長保育料を町に納付しなければならない。

(督促及び延滞金)

第11条 町長は、前条第1項又は第3項の保護者がこれらの項に規定する期日までに保育料又は延長保育料(以下「保育料等」という。)を納付しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

### 2～4 省略

(延長保育料の減免)

第12条 町長は、災害その他のやむを得ない理由により特に必要と認めるときは、延長保育料の一部を減額し、又は免除することができる。

(延長保育料の還付)

第13条 既納の延長保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 法第59条第2号に規定する時間外保育(以下「時間外保育」という。)を利用する児童の保護者は、町長の指定する期日までに規則で定める額の時間外保育料を町に納付しなければならない。

(督促及び延滞金)

第11条 町長は、前条第1項又は第3項の保護者がこれらの項に規定する期日までに保育料又は時間外保育料(以下「保育料等」という。)を納付しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

### 2～4 省略

(時間外保育料の減免)

第12条 町長は、災害その他のやむを得ない理由により特に必要と認めるときは、時間外保育料の一部を減額し、又は免除することができる。

(時間外保育料の還付)

第13条 既納の時間外保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。